

政策体系	政策No.	5	政策名	きょうどう(市民とつくる協働と連携のまちづくり)	施策幹事課		市民課		
	施策No.	2	施策名	人権の尊重と男女共同参画の推進	施策幹事課長名		東中道 泉		
施策関係課名		総務課、保健福祉政策課、子育て支援課、長寿・障害福祉課、学校教育課、社会教育課							
1 基本計画期間(2018年度～2022年度)における施策の方針									
一人ひとりが互いに人権を尊重し、国籍・年齢・性の違い、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合いながら、いきいきと輝き暮らせるまちを目指します。									
2 施策の成果把握									
①成果指標（意図の達成度を表す指標）		◎目標達成(100%以上) △目標を未達成(100%未満)							
		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標達成の方向性
A	日々の生活の中で、身の回りの人権が大事にされていると思う市民の割合	%	成り行き値	51.8	51.8	51.8	51.8	51.8	更なる増加を目指します
			目標値	52.8	53.8	54.8	55.8	56.8	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	男女の地位の平等感(家庭及び職場において「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合)	%	成り行き値	34.9	34.9	34.9	34.9	34.9	更なる減少を目指します
			目標値	34.3	33.8	33.2	32.6	32.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
C	市が開催する人権にかかわる教育・学習に参加した市民の延べ人数	人	成り行き値	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	更なる増加を目指します
			目標値	10,400.0	10,800.0	11,200.0	11,600.0	12,000.0	
			実績値	7,596.0					
			達成率	73%					
			結果	△					
D	審議会等への女性登用率	%	成り行き値	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	更なる増加を目指します
			目標値	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	
			実績値	30.0					
			達成率	75%					
			結果	△					
E	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	%	成り行き値	82.4	82.4	82.4	82.4	82.4	更なる増加を目指します
			目標値	84.4	85.4	86.4	87.4	87.8	
			実績値						
			達成率						
			結果						
② 成果指標の測定方法（実際にどのように実績を把握するか）				③ 2022年度の目標値設定の考え方					
A 日々の生活の中で、身の回りの人権が大事にされていると思う市民の割合 ※市民意識調査				A 人権教育・啓発を継続し、日々の生活の中で身の周りの人権が大事にされていると思う市民の増加を目指すこととし、2018年度は52.8%を目標値とし、年1ポイントずつの増加を目指す。					
B 男女の地位の平等感(家庭及び職場において「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合) ※市民意識調査				B 男性・女性の区別なく、「得意なこと・苦手なこと」で役割を任せ、性別を理由とした固定的な役割分担がなされない社会を目指すこととし、2018年度は34.3%を目標値とし、毎年0.6ポイント程度の減少を目指す。					
C 市が開催する人権にかかわる教育・学習に参加した市民の延べ人数 ※社会教育課及び市民課開催の研修会・講演会への参加者数累計				C 市教育委員会及び市が開催する各種人権教育・啓発関係行事への参加者の増加を目指すこととし、2018年度は10,400人を目標値とし、毎年400人ずつの増加を目指す。					
D 審議会等への女性登用率 ※各年度における平均(システム抽出)				D 市が設置する各種審議会への女性登用率の増加を目標とし、2018年は40%を目標値とし、毎年この目標値が達成できることを目指す。					
E ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合 ※企業へのアンケート調査				E ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内企業の増加を目標とし、2018年度は84.4%を目標値として、毎年1ポイント程度の増加を目指す。					
F				F					

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画より)

学校でのいじめ、子どもや高齢者・障がい者への虐待、DV、部落差別、障がい者や認知症、難病等の人への差別など市民生活においてさまざまな人権問題が存在しています。そのため、これまで以上に学校、地域社会、家庭、事業所等あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進し、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

また、性別による固定的な役割分担意識の解消や政策方針決定の場への女性の参画は進みつつあるものの、十分に浸透しているとはいえない状況です。男女がともに、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開できるよう、性別による固定的な役割分担意識の是正に向けた意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方が選択できる環境づくり等への取組が求められています。

平和や非核は全世界共通の願いです。しかしながら、国際社会においては、地域紛争、国際テロなどが多発している状況にあります。戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に受け継いでいくことは、「非核平和宣言都市」として重要な役割であり、平和を尊重する意識の醸成を図ることが一層重要となっています。

4 施策の現状

①2018年度施策の取組方針

- 管理職研修会において、人権教育を学校経営の基盤とする指導を行う。「人権の花」運動指定校へ訪問し、人権擁護意識の醸成を図る。小・中・高校教諭対象の人権同和教育研修会を年2回開催する。「人権作文コンクール」への積極的な応募を依頼する。(学校教育課)
- 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、正しい理解と認識が深められるよう努めるとともに、身近な地域で人権に関する学びの輪を広げる市民の育成を図る。(社会教育課)
- じんけんフェスタにおいて「障がい者の人権問題」を重点項目に、人権擁護意識醸成に取り組む。(市民課)
- 性別に関わらず一人一人が尊重されるまちを目指し、各種講座を実施する。(企画政策課)

②2018年度の取組方針の達成状況

- 全ての管理職研修会(校長4回、教頭4回)で人権問題に関する研修を開催した。「人権の花」運動に市民課と連携し、6校の児童への人権意識の醸成を計った。人権同和教育研修会を8月・11月に開催した。「人権作文コンクール」に小学校20校、中学校9校が応募した。(学校教育課)
- 「子ども人権セミナー」「人権セミナーin高校」「人権出前講座」「人権教育啓発推進者養成講座」「地区公民館人権学習会」等を実施し、市民の人権意識の向上を図った。(社会教育課)
- 「障がい者の人権問題」をテーマに「じんけんフェスタ」を開催。また、「人権の花運動」を展開、子ども達への人権擁護意識の醸成を図った。(市民課)
- 「男女共同参画基礎講座」「子どもの男女共同参画教室」などを実施し、啓発を実施した。(企画政策課)

5 2019年度施策の取組方針

- 全ての管理職研修会において、人権教育について指導する。「人権の花」運動指定校へ訪問し、人権擁護意識の醸成を図る。小・中・高校教諭対象の人権同和教育研修会を年2回開催する。「人権作文コンクール」への積極的な応募を推進する。(学校教育課)
- 人権教育総合推進事業の充実を図りながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、正しい理解と認識が深められるよう努め、身近な地域で人権に関する学びの輪を広げる市民の育成を図る。(社会教育課)
- じんけんフェスタにおいて「高齢者の人権問題」を重点項目にするほか、あらゆる人権問題解決のための啓発に取り組む。(市民課)
- 性別に関わらず一人一人が尊重されるまちを目指し、各種講座を実施する。(市民課)

6 2020年度施策の取組方針

- 全ての管理職研修会において、人権教育について指導する。「人権の花」運動指定校へ訪問し、人権擁護意識の醸成を図る。小・中・高校教諭対象の人権同和教育研修会を開催する。「人権作文コンクール」への積極的な応募を推進する。(学校教育課)
- 各種講座等を実施し、人権教育の学びの場を提供することにより、市民の人権意識の向上を図る。(社会教育課)
- じんけんフェスタにおいて、あらゆる人権問題のうちの一つを重点課題とし、解決のための啓発に取り組む。(市民課)
- 性別に関わらず一人一人が尊重されるまちを目指し、各種講座を実施する。(市民課)

政策体系	政策No.	5	基本事業名	人権教育・啓発の推進	基本事業 主担当課	市民課
	施策No.	2				
	基本事業No.	1				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

市民が、自らの問題として人権問題に関心を持ち、より多くの市民が人権問題への理解を深めることができるよう、市民や事業者、教育機関などと連携して、様々な場面で効果的な人権教育・啓発事業を実施し、人権意識の高揚を図ります。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(H12法律第147号)により、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう、様々な場で人権教育及び人権啓発を実施しなければならないこととなっている。また、人権に関する多くの個別法が施行され、人権を取り巻く社会情勢が大きく変化している。

■平成25年度、平成30年度に実施された「人権についての県民意識調査」における「関心のある人権問題」の上位3位には、順位を変えつつ、障がい者、インターネットによる人権侵害、高齢者が挙がっている。特に、インターネットの急速な普及拡大に伴う人権侵害については、今後も通信技術の向上とともに、新たな手法が取られる可能性がある。

3 2018年度基本事業の取組方針

■様々な人権問題を正しく理解してもらうために、継続して啓発活動に取り組む。

■企業における人権擁護を推進するため、各種人権講座の活用を周知する。

■北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報や支援活動に継続的に取り組む。

4 2018年度の取組達成状況

■「障がい者の人権」をテーマに、じんけんフェスタを開催した。アンケートの結果、「人権に関する理解が深まった」との回答が大多数を占めた。

■人権出前講座の広報チラシを企業等へ配布し、要望に応じ実施した。

■各種イベントにあわせて署名・募金活動を実施したほか、写真パネル展の実施、各種メディアを活用した広報活動を行った。

5 2019年度基本事業の取組方針

■さまざまな人権問題を正しく理解してもらうために、継続して啓発活動に取り組む。

■人権被害者が適切な相談が受けられるように、相談窓口の周知を図り、関係機関と連携し適切に対応する。

■企業における人権擁護を推進するため、各種人権講座の活用を周知する。

■北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報や支援活動に継続的に取り組む。

6 2020年度基本事業の取組方針

■さまざまな人権問題を正しく理解してもらうために、継続して啓発活動に取り組む。

■人権被害者が適切な相談が受けられるように、相談窓口の周知を図り、関係機関と連携し適切に対応する。

■企業における人権擁護を推進するため、各種人権講座の活用を周知する。

■北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報や支援活動に継続的に取り組む。

政策体系	政策No.	5	基本事業名	人権を侵害するあらゆる行為の根絶	基本事業 主担当課	市民課
	施策No.	2				
	基本事業No.	2				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より) DV、虐待、ハラスメント等の人権を侵害するあらゆる行為の根絶に向けた正しい理解を広く浸透させる広報・啓発活動を図ります。 また、複雑多様化する人権相談に迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携や相談体制の充実を図り、被害者が相談しやすい環境づくりを進め、人権侵害被害者の救済やDV・虐待等の早期発見・対応に取り組みます。	
2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか? ■パワーハラスメント、モラルハラスメント、マタニティハラスメント及びセクシュアルハラスメントなど、職場等における各種ハラスメントを防止するために、女性活躍推進法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など関係法令が一括して改正される(2019年度)など、法整備が進みつつある。 ■相次ぐ乳幼児虐待死を受け、児童虐待防止法等が改正され(2019年度)、「しつけ」という名の下に行われる虐待について、法的に一定の歯止めがかけられるようになった。民法に規定される「懲戒権」についても、今後3年を目処に見直される見込みである。	
3 2018年度基本事業の取組方針 ■人権を侵害するあらゆる行為の根絶に向けた正しい理解を広く浸透させるため、広報・啓発活動を行う。 ■人権被害者が適切な相談が受けられるように、相談窓口の周知を図り、関係機関と連携し適切に対応する。	4 2018年度の取組達成状況 ■広報きりしま291号で「人権問題を考える」として、LGBT、外国人、ハンセン病、いじめなどについて特集を組み、広報・啓発活動に努めた。 ■じんけんフェスタプログラム裏に人権相談窓口を掲載するなど、様々な機会を利用して情報提供に努めた。
5 2019年度基本事業の取組方針 ■人権を侵害するあらゆる行為の根絶に向けた正しい理解を広く浸透させるため、広報・啓発活動を行う。 ■人権被害者が適切な相談が受けられるように、相談窓口の周知を図り、関係機関と連携し適切に対応する。	6 2020年度基本事業の取組方針 ■人権を侵害するあらゆる行為の根絶に向けた正しい理解を広く浸透させるため、広報・啓発活動を行う。 ■人権被害者が適切な相談が受けられるように、相談窓口の周知を図り、関係機関と連携し適切に対応する。

政策体系	政策No.	5	基本事業名	あらゆる分野における男女共同参画の推進	基本事業 主担当課	市民課
	施策No.	2				
	基本事業No.	3				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

「男性は働き、女性は家事や育児に専念するべき。」といった性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識や理解が進むよう、積極的な広報・啓発活動を展開します。

特に、女性の活躍推進に向けた社会的な気運の醸成を図るとともに、働き又は働こうとする全ての女性が、個性と能力を十分に発揮できるよう、県及び関係機関等と連携して、女性の経営への参画及び管理職等への登用促進など女性が働きやすい環境の整備や、結婚、妊娠・出産、育児等で離職した女性の再就職支援等に取り組みます。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■2019年版「子供・若者白書」によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方について、「反対」が48.5%と、「賛成」の14.6%を大きく上回るなど、若年層の性別役割分担意識は着実に変化している。

■国は、男女共同参画を促進するため、女性活躍推進法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など関係法令を整備してきている。

■本市では、平成30年3月に「第2次霧島市男女共同参画計画(後期計画)」を策定し、男女共同参画の推進に関する取組を全庁横断的に進めている。

■今後、男女の人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくりが進んでいくものと考えられる。

3 2018年度基本事業の取組方針

■男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「第2次男女共同参画計画」に掲げる取組を着実に実施するとともに、進行管理を行う。

■既存の地区別セミナーや出前講座等を継続しながら、地域での男女共同参画の推進に着目した講座を実施することで、自治会等における女性の積極的登用を促す。

■「子どもの男女共同参画教室」を市内放課後児童クラブ向けに実施し、学童期から男女の平等や相互理解・協力についての学習の場を提供する。

■附属機関の委員の選任に当たっては、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)による取組促進のほか、「霧島市女性委員登用推進規程」の適正な運用により女性委員の積極的登用に努める。

4 2018年度の取組達成状況

■女性のための無料相談を毎月広報誌に掲載し、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にパネル展を実施した。また、「霧島ふるさと祭」の会場で、相談窓口を掲載したティッシュやチラシを配布した。

■男女共同参画の基本理念に対する市民等の理解を深めるため、男女共同参画セミナー等を実施した。

■「霧島市女性委員登用推進規程」に伴う委員選定前の事前協議により委員選定方法を確認し、女性の登用が進んでいない分野については個別ヒアリングを行った。

5 2019年度基本事業の取組方針

■男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「第2次男女共同参画計画」に掲げる取組を着実に実施するとともに、進行管理を行う。

■既存の地区別セミナーや出前講座等を継続しながら、地域での男女共同参画の推進に着目した講座を実施することで、自治会等における女性の積極的登用を促す。

■「子どもの男女共同参画教室」を市内放課後児童クラブ向けに実施し、学童期から男女の平等や相互理解・協力についての学習の場を提供する。

■附属機関の委員の選任に当たっては、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)による取組促進のほか、「霧島市女性委員登用推進規程」の適正な運用により女性委員の積極的登用に努める。

6 2020年度基本事業の取組方針

■男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「第2次男女共同参画計画」に掲げる取組を着実に実施するとともに、進行管理を行う。

■既存の地区別セミナーや出前講座等を継続しながら、地域での男女共同参画の推進に着目した講座を実施することで、自治会等における女性の積極的登用を促す。

■「子どもの男女共同参画教室」を市内放課後児童クラブ向けに実施し、学童期から男女の平等や相互理解・協力についての学習の場を提供する。

■附属機関の委員の選任に当たっては、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)による取組促進のほか、「霧島市女性委員登用推進規程」の適正な運用により女性委員の積極的登用に努める。

政策体系	政策No.	5	基本事業名	平和意識の醸成	基本事業 主担当課	総務課
	施策No.	2				
	基本事業No.	4				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

国分溝辺特攻慰霊祭、市戦没者追悼式等を通じて、次の世代へ途切れることなく、市民が平和の大切さや命の尊さへの理解を深めるための取組を推進します。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■国分溝辺特攻慰霊祭については、霧島市、霧島市議会、陸上自衛隊国分駐屯地自衛官及び隊友会等各種自衛隊関係団体の代表者で構成する「国分・溝辺特攻慰霊碑保存委員会」が主催で開催している。ただし、遺族等は減少している。そのような中であっても、世界の恒久平和を祈念するため建立された特攻基地記念碑及び特攻碑を保存祭祀し、戦争の悲惨さを後世に語り継ぐ必要があることから、今後も開催をする必要がある。(総務課)

■戦没者追悼式は、終戦後、戦没者の慰霊と遺族に対する哀悼の誠を捧げるため開催しているが、遺族の高齢化が進み、追悼式の参列者が年々減少してきている。(保健福祉政策課)

3 2018年度基本事業の取組方針

■戦争の悲惨さを後世に語り継ぐことを目的とし、霧島市内の児童生徒への参加を呼びかける。(総務課)

■高齢化が進む遺族がより参列しやすい開催日を検討する。(総務課)

■先の大戦において亡くなられた戦死者及び戦災死者を追悼するとともに、平和を祈念するため、戦没者追悼式を実施する。(2006年度以降、毎年実施している。)

■新たな取組として、次世代への継承の観点から、戦没者追悼式に市内の小中学校に参加してもらい、献花やメッセージ朗読を行う。(保健福祉政策課)

4 2018年度の取組達成状況

■霧島市の児童生徒の代表として、国分駐屯地近隣の国分西小学校の児童に献花と国分南中学校の生徒に誓いの言葉を述べていただいた。戦争の実体験者や特攻隊員の遺族と直接話をすることによって、戦争の悲惨さについて考える機会となった。(総務課)

■新たな取組として、戦没者追悼式に市内の小中学生に参加してもらったが、遺族会会員の高齢化に伴い、会員数が減少していることから、参列者数は前年に比べ減少した。(保健福祉政策課)

5 2019年度基本事業の取組方針

■戦争の実体験者や特攻隊員の遺族等から、戦争について直接話を聞ける貴重な場として、霧島市内の子どもたちに本事業の開催について周知する取り組みを行う。(総務課)

■戦没者の追悼と平和の志を後世に引き継ぐべく、広く追悼式への参加を呼びかけるため、広報誌、新聞等により広報の充実に努め、追悼式参列者の増加を図るとともに、次世代への継承の観点から、引き続き小中学生に参加してもらい、平和を考える機会とする。(保健福祉政策課)

6 2020年度基本事業の取組方針

■戦争の実体験者や特攻隊員の遺族等から、戦争について直接話を聞ける貴重な場として、霧島市内の子どもたちに本事業の開催について周知する取り組みを行う。(総務課)

■戦没者の追悼と平和の志を後世に引き継ぐべく、広く追悼式への参加を呼びかけるため、広報誌、新聞等により広報の充実に努め、追悼式参列者の増加を図るとともに、次世代への継承の観点から、引き続き小中学生に参加してもらい、平和を考える機会とする。(保健福祉課)